

いのちを守る広報啓発業務企画提案書 作成における留意事項

1 総則

- ① A4判縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは12ポイント程度とすること。
- ② 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ③ 提出書類は、返却しない。
- ④ 提案者名を記した表紙（様式任意）を付け、表紙以外の提案書には事業者名は記載しないこと。
- ⑤ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

2 企画提案書の構成

以下の内容を必ず記載し、加えて提案の特徴や優位点等を示すこと。

- ① 表紙（事業者名、担当者名、審査委員会当日に疑義照会する場合の連絡先を記載すること）
- ② 提案内容
 - (1) 働き盛り世代を対象にしたインターネットを活用した広告による啓発
 - ・運用の基本的な考え方
 - ・活用する媒体（Yahoo!等）及びその理由
 - ・バナーイメージ
 - ・目標インプレッション数及びクリック数
 - ・目標インプレッション数及びクリック数を達成する工夫
 - (2) Twitter広告を用いた啓発
 - ・運用の基本的な考え方
 - ・バナーイメージ
 - ・目標インプレッション数及びクリック数
 - ・目標インプレッション数及びクリック数を達成する工夫
 - (3) インターネットを活用した山梨いのちの日等の周知
 - ・具体的な実施内容
- ③ 類似業務の実績
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 見積書（様式自由）

内訳として、実費精算となる広告出稿費の額を示すこと。

3 バナーデザインの提供

受託者が本業務で作成するバナーに加え、令和2年度及び令和3年度に本事業で作成したバナー（5種類）を県から提供できるため、これを組み合わせて使用することができる。

4 仕様書の委託業務の内容（1）～（3）以外の提案について

仕様書の委託業務の内容（1）～（3）に加えて、委託料上限額の範囲内で、本事業目的の達

成に有効な業務を提案することができる。この場合、企画意図、実施内容等を企画提案書に記載すること。

5 他のインターネットを活用した広報啓発業務との重複の排除

本業務とは別に、検索連動型広告を活用し、青木ヶ原樹海と自殺関連用語を組み合わせて検索した者及び感染症の影響等による悩みを検索した者に対し、相談窓口へ誘導する広告を表示する業務を実施するため、これらの業務と重複する内容の提案はしないこと。

6 参考情報

各委託業務の実績は以下のとおり

(1) 働き盛り世代を対象にしたインターネットを活用した広告による啓発

- ・令和3年度～開始
- ・令和3年6月1日～令和4年1月31日までの配信状況
インプレッション数：31,755,347
クリック数 : 40,029
クリック率 : 0.13%
その他：令和4年2月にバナーデザインを追加

(2) Twitter 広告を用いた啓発

- ・令和2年度～開始
- ・令和2年度（令和2年7月1日～令和3年3月31日）配信状況
インプレッション数：3,955,432
クリック数 : 7,815
クリック率 : 0.20%
その他：令和2年12月にバナーデザインを変更
- ・令和3年度：令和3年6月1日～令和4年1月31日までの配信状況
インプレッション数：937,268
クリック数 : 5,053
クリック率 : 0.54%
その他：令和4年2月にバナーデザインを追加

(3) インターネットを活用した自殺予防週間の周知

- ・令和3年度～開始
- ・実施期間：令和3年9月1日～令和3年9月16日
インプレッション数：3,436,294
クリック数 : 6,170
クリック率 : 0.17%